○近畿地方整備局告示第六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千四百六十五号南部大阪都市計画道路事業七・七・二百二十五―四号高石南海東側二号線

三　事業施行期間　自平成九年七月十七日至令和十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千四百六十四号南部大阪都市計画道路事業七・七・二百二十五―六号高石南海西側二号線

三　事業施行期間　自平成九年七月十七日至令和十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千四百六十六号南部大阪都市計画道路事業七・七・二百二十五―七号高石南海西側三号線

三　事業施行期間　自平成九年七月十七日至令和十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月三十一日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千四百六十七号南部大阪都市計画道路事業八・七・二百二十五―一号高石南海分岐一号線

三　事業施行期間　自平成九年七月十七日至令和九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　杉中　洋一

その関係図面は、令和八年三月三十一日

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
東広島市八本松西三丁目一九四五番一から廿日市市串戸五丁目三九七番二まで	前	A　二二・〇〇～一九・〇〇メートル　二四・七二九キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B　〇・〇〇一～二二五・〇〇〇　一九・四二三	
		C　一・〇〇～一二〇・〇〇〇　五・四〇二	
	後	A　二二・〇〇～一九〇・〇〇〇　二四・七二九	
		B　〇・〇〇一～二二五・〇〇〇　一九・四二三	
		C　一・〇〇～一二〇・〇〇〇　五・四〇二	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

○中国地方整備局告示第三十八号

千代川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十三年二月二十七日建設省告示第二百三十六号で指定した河川予定地を廃止する。

令和八年三月三十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

○中国地方整備局告示第三十九号

江の川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十六年二月十七日建設省告示第百九十二号で指定した河川予定地を廃止する。

令和八年三月三十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

○中国地方整備局告示第四十号

芦田川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和四十八年四月五日建設省告示第八百四十一号で指定した河川予定地を廃止する。

令和八年三月三十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

○中国地方整備局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月三十一日

中国地方整備局長　杉中　洋一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岩国市玖珂町字下千束六六〇八番一〇から同市玖珂町字下千束六六〇九番一まで	前	二八・九八～三四・一六メートル　〇・〇六二キロメートル
	後	二二・六三～三三・八三　〇・〇六二

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所